

フランスにおける人格調査の概要と意義

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Ogai, Aoi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00050369

フランスにおける人格調査の概要と意義

大 貝 葵

はじめに

少年司法の分野において、多機関連携の必要性が主張されて久しい¹。しかしながら、一人の少年に対して、誰がどのように連携を主導していくのかについては、いまだ検討の途上にある²。例えば、服部はアメリカにおけるラップアラウンド・プロセスを紹介し協働のあり方を示しており³、岡田はドイツにおける少年法の家を参照している⁴。双方から得られる示唆は大きいものの、新制度の導入の必要性など検討すべき課題が多く残されている。

本研究ノートもまた、上記に示した問題関心を共有しながら、多機関連携のあり方として、一つの可能性を探るために、フランスの人格調査 (*enquête personnelle*) を紹介する。フランスにおける人格調査は、日本における家庭裁判所調査官による社会調査と類似のものである。

日本の家庭裁判所における多機関連携の実践については、すでに、指摘があ

- 1 例えば、服部朗「児童福祉と少年司法との協業と分業 — 諧問第 72 号と法制審答申をめぐって」犯罪と非行 144 号 (2005) 34 – 64 頁、服部朗『少年法における司法福祉の展開』(成文堂 2006)、鮎川潤他「特集 少年処遇機関の連携」犯罪と非行 152 号 (2007) 5 – 116 頁、石川正興編『子どもを犯罪から守るために多機関連携の現状と課題』(成文堂 2013)、岡田行雄『非行少年のためにつながろう』(現代人文社 2017) 等。
- 2 岡田行雄「少年司法における諸機関連携のありかたについての序論的考察（一）」熊本法学 136 号 (2016) 122 – 138 頁。
- 3 服部朗『アメリカ少年法の動態』(成文堂 2014)。服部は、そのほかにも、服部朗「要保護性再考」愛知学院大学論叢法学研究 58 卷 1・2 号 (2017) 163 – 196 頁において、要保護性という処分決定基準を見直すことにより、裁判所における司法福祉の実現の可能性を示唆している。
- 4 岡田行雄「少年司法における諸機関連携のありかたについての序論的考察（二・完）」熊本法学 139 号 (2017) 1 – 30 頁。

る。例えば、少年処遇に関する有効な理論や技法について、関係機関との情報共有が検討されている⁵。さらに、発達障がいを持つ少年に対する面接方法や発達障がいのスクリーニングについての情報、並びに処遇機関への引継ぎを目的とした各関係機関相互の情報の交換も行われている⁶。加えて、重大触法事件における児童相談所との連携のための情報交換もなされている⁷。その他にも、従来の少年司法制度に関連する機関以外、すなわち、福祉機関との連携も紹介されている⁸。例えば、試験観察中に行われる保護的措置の実施機関として福祉機関がかかわる事例が紹介されている他、児童相談所との連絡協議会の開催や、児童自立支援施設や福祉事務所等の福祉施設との連携も報告されている。しかしながら、秘密保持の観点から家庭裁判所における多機関連携が慎重にならざるを得ないという課題も指摘されている⁹。さらに、家庭裁判所が国の機関であり公正性の見地から全国的に統一された対応をとることが要請される一方、福祉行政は地域の特性を踏まえた柔軟なサービスを提供するという姿勢の違いが、協働的関係の発展を難しくしていると分析されている¹⁰。

このように、家庭裁判所における多機関連携として、終局処分前段階の保護的措置における福祉機関との連携や終局処分にむけた既存の処遇機関との連携は既に行われている。しかし、先行研究においては、終局処分決定として、既存の処遇機関に加え、福祉や医療、教育等の多様な機関との連携が考慮され、少年の処遇及び処分決定に活かされる枠組が求められているのではないか。すなわち、終局処分を決定するうえで、社会資源の活用を踏まえた「保護処分以

5 須藤昭=宮崎聰「家庭裁判所における少年調査の現状と課題」犯罪と非行 152 号（2007）41 頁。

6 同上。

7 須藤=宮崎・前掲注(5)43 頁。

8 石岡一郎「家庭裁判所と社会福祉～福祉的援助の実情と福祉機関との連携～」犯罪と非行 167 号（2011）58－64 頁。

9 石岡・前掲注(8)65 頁。

10 石岡・前掲注(8)65－66 頁。

外の措置・処分を含む処遇選択の全体的構図」¹¹を描く必要性が指摘されていると言える。先行研究はまさに、そのための多機関連携を模索している。

この様に終局処分としての処遇選択の全体的構図を描き出すためには、少年にいかなる社会資源が準備できるのかを調査する必要がある。現段階でその役割を期待できるのは家庭裁判所調査官の社会調査と付添人による活動であると考える。そこで今回は、家庭裁判所調査官による調査が保護処分のみならず、社会資源を含めた処遇選択の全体的構図を視野に入れた調査として機能する可能性につき検討する。本研究ノートでは、その第一歩として、フランスにおける現行の人格調査を紹介する。

なぜなら、フランスの人格調査は、少年の人格や環境等を調査するという点では、日本と同様である一方、調査票中には教育提案という形で、判事に対して、拘禁の回避を目的とした福祉的措置の実施にまで踏みこんだ提案がなされるからである。この提案のために、調査として、少年の福祉的ニーズが検討される他、これまでに少年がかかわってきたその他の機関との連絡、連携が行われるという特徴を持つ。この様な調査及び提案は、まさに、保護処分にしばられない処遇選択の全体的構図を裁判官が描くために必須のものとなっていると考える。そこで、以下では、フランスにおける現行の人格調査の詳細についてみていくこととする。

1 フランスにおける人格調査

1－1 人格調査の意義

フランスにおいては、少年係判事 (*juge des enfants*) という少年事件専門の判事が、少年事件の予審の大部分を担当し、終局決定まで行う。その意味において、少年係判事はフランスにおける少年司法の「中心的人物」と称されている¹²。

11 服部（2017）・前掲注(3)189頁。

12 PÉDORN, Pierre, *Guide de la protection judiciaire de la jeunesse 4^e éd*, Gualino, 2016, p.576.

この少年係判事は、少年に対する処分決定を行う上で、2つの権限を持つ¹³。一つは、犯罪少年に関する1945年2月2日のオルドナンス¹⁴（以下45年オルドナンスと呼ぶ）の枠組みにおける教育、監督、援助的措置を決定する権限である。45年オルドナンス2条は、少年に対して保護、援助、監視及び教育のための措置が宣告されると規定する。さらに、8条10項においては、少年係判事は、不処分、譴責、信頼に値する者や機関への引渡し、施設収容等の教育的措置を言い渡すことができるとする。

少年係判事が有するもう一つの権限が、教育的援助（assistance éducative）の措置を決定する権限である。要保護状態にある少年および若者の保護に関する1958年12月23日のオルドナンス¹⁵（以下、58年オルドナンス）において、少年係判事が、教育的援助を言い渡す権限が付与され、その旨、民法375条以下に規定された。教育的援助は、少年に対する福祉的な措置を保障するものである。現行民法375条には、親権を解除された少年の健康、安全、道徳が危険な状況にある場合、または、少年の教育状況もしくは身体的、情緒的、知的及び社会的発達状況が著しく侵害されている場合には、教育的援助のための諸措置が裁判所により命じられることが規定されている。教育的援助は、少年の親、少年自身、少年の委託先及び検察官による請求によって開始され、例外的に、少年係判事の職権による開始も認められている。

13 このようなフランスの少年係判事の二重の管轄権限を紹介したものとして、赤池一将「フランスの少年審判の構造と検察官および弁護人の活動」斎藤豊治他編『少年法の課題と展望第2巻』（成文堂 2006）89－106頁、吉中信人「フランスの少年司法制度」広島法学20巻1号（1996）55－90頁等参照。

14 1945年オルドナンスの現行条文については <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000517521&fastPos=1&fastReqId=1748148479&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte> : 2018年2月10日現在参照。翻訳として、フランス刑事立法研究会（訳）「犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五一七四号(1)」法政研究81巻1・2号（2014）43－68頁、「同(2)」法政研究82巻4号（2016）1233－1247頁、「同(3)」法政研究83巻1・2号（2016）111－123頁参照。

15 J.O. du 23 décembre 1958, p.1170.

162 金沢法学60巻2号（2018）

上記2つの措置は、45年オルドナンスの手続きと58年オルドナンスの手続きに従って、別々に決定されていく。したがって、犯罪少年に対して、検察官が、45年オルドナンスの手続きにより事件を少年係判事に係属した場合には、原則的には45年オルドナンスの手続きのみが開始される。他方で、少年係判事が、審判にあたり、少年の要保護状態に対し、福祉的な措置が必要であると考える場合、教育的援助の開始申請を行うよう検察官に依頼する。検察官からの依頼に基づき、少年係判事は教育的援助手続きを改めて開始することになる。このような手続きに沿い、同一の少年係判事が、45年オルドナンスに基づく教育的措置と58年オルドナンスに基づく教育的援助の両方を同時に言い渡すことができる。もっとも、少年係判事は職権により教育的援助を開始することもできる（民法375条）¹⁶。

上記のように、少年係判事が、45年オルドナンスに基づく教育的措置及び58年オルドナンスに基づく教育的援助を決定するにあたり、重要な資料となるのが、エデュカトゥール（éducateur）と呼ばれる専門家が作成する人格調査票である。

45年オルドナンス5－1条は、少年に対する教育的措置、教育的制裁、刑罰の言渡しに先立つ少年に対する人格調査を義務付けている。すなわち、措置決定において犯罪少年の人格を知ることが必要不可欠であることを、法律は確認している。少年の人格調査を必要不可欠とするこの要請は、処罰に対する教育優先の原則を実質的に保障するものであり、調査は、まさに、訴訟手続き上の構成要素の一つであると指摘される¹⁷。

1－2 フランス人格調査の概要

このようなフランスの人格調査が法律上の措置として定められたのは、少年

16 PÉDRON, op.cit. (note12), p.576はこのような二重の管轄権限は、より充実した少年の保護という意義を有していたが、昨今の非専門化の流れの中では、むしろ、少年の保護と制裁の両機能を同時に働かせるものととらえられていると指摘している。

17 BONFILS, Philippe = GOUTTENOIRE, Adeline, *Droit des mineurs 2^e éd*, Dalloz, 2014, p.955.

係判事の創設よりも古く 1912 年にさかのぼる¹⁸。少年及び青年のための裁判所並びに監視付自由に関する 1912 年 7 月 22 日法¹⁹（以下 1912 年法）は、少年及び青年のための裁判所を創設し、また、監視付自由をも制度化したという意味で、フランスにおける少年法の創設期を特徴づけるものである。この 1912 年法は 4 条 3 項において、「これに対して、少年が、重罪または軽罪として擬律される行為の行為者であると思料される場合、予審判事は、家庭における物質的および道徳的状況、少年自身の性格および前歴、少年が生活し、成長してきた環境、少年の改悛を確保するに適した措置に関し、調査を行わなければならない。」²⁰ と定める。

この調査制度は、45 年オルドナンス 8 条の、「社会調査 (l'enquête sociale : ES)」として引き継がれた²¹。ES は判事の決定を援助する手段として、民事的身分、家族構成、住居及び滞在場所、家族の財政状況、親の職業履歴、すでに家族にかかわっている社会福祉機関、家族歴、家族の社会同化状況、社会的・経済的・文化的環境における家族の定着状況、家族の潜在能力のほかに、少年の成育歴、就学歴、性格並びに将来計画、健康状態及び人間関係などを含む少年の状況に関する要素から構成されていた²²。

その後、何度かの改正を経て、現在では、社会教育的情報の収集 (Recueil de renseignements socio-éducatifs : RRSE) と司法上の教育的調査措置 (mesure judiciaire d'investigation éducative : MJIE) という 2 種類の調査が少年に対する調査として実施されている。以下では、現行フランス少年司法手続きにおいて用いられる RRSE と MJIE の詳細を見ていくこととする。

18 BAILLEAU, Francis, *Les mesures d'enquêtes sociales*, Ministère de la Justice 1998, p.11; PÉDRON, op.cit. (note12), p.668.

19 J.O. du 25 juillet 1912, pp.6690 et s.

20 日本語訳については、フランス刑事立法研究会（訳）「少年及び青年のための裁判所並びに監視付自由に関する一九一二年七月二二日の法律」法政研究 84 卷 1 号（2017）157 – 171 頁参照。

21 PÉDRON, op. cit. (note12), p.668.

22 Ibid.

なお、フランスにおいては、これらの調査とは別に、治療命令 (injonction thérapeutique)、鑑定 (expertise)、医学又は医学心理学診断 (examen médical ou médico-psychologique)、及び、観察センターでの収容中に得られた情報の報告 (placement dans un centre d'observation) 等がある²³が、本研究ノートでは、日本における社会調査と類似する RRSE と MJIE に絞り紹介を行う。

1－2－1 RRSE (Recueil de renseignements socio-éducatifs)

RRSE は、45 年オルドナンス 12 条に規定される調査措置である。

1996 年 12 月 18 日のデクレ²⁴により、それまでの「迅速調査 (enquête rapide)」に代わる調査として RRSE が導入された²⁵。

12 条 1 項

「権限を有する少年司法保護局の機関は、共和国検事、少年係判事、又は、予審裁判所の請求に基づき、少年の状況に関するあらゆる有益な情報及び教育上の提案を含んだ報告書を作成する。」

司法上の教育的調査措置に関する 2010 年 12 月 31 日の組織内通達²⁶は、RRSE を次のように性格づけている²⁷。

RRSE は、事件が直接に判事の下に付託される (défèremen) ²⁸ 状況におい

23 PÉDRON, op.cit. (note12), pp.613-614.

24 当該デクレは確認できていない。Circulaire d'orientation du 31 décembre 2010 relative à la mesure judiciaire d'investigation éducative, NOR : JUSF1034029C, Bulletin officiel n° 2001-01 du 31 janvier 2011, p.8 にて指摘されている。

25 PÉDRON, op.cit. (note12), p.667.

26 Circulaire d'orientation du 31 décembre 2010, (note24), pp.8 – 9.

27 Ibid.

28 Circulaire de la DPJJ du 2 février 2010 relative à l'orientation sur l'action d'éducation dans le cadre pénal, NOR: JUSF1050001C, Bulletin officiel du ministère de la justice et de libertés n° 2010-02 du 30 avril 2010 において défèremen とは、犯罪行為に対し強力かつ即時の対応をもたらそうとする共和国検事の意思を示したものであるとされている。

て、または、司法警察職員による召喚という手続のような限られた時間の中で、判事が決定を下すために行われる情報の収集である。RRSE は、それ単独では、45 年オルドナンス 8 条に提起される義務的調査の原則に対応しうるものではない。とは言え、少年の状況に関する有益なあらゆる情報を内容とする報告書、及び、教育的提案を公的部局が作成し、少年係判事等が、それを直接に入手することになるがゆえに、RRSE の正当性が担保される。

特に、未決拘禁が検討される際には、RRSE は即時に実現可能な教育的提案をなすことを目的とする。さらに、司法官が少年の拘禁を検討するにあたっては、拘禁場所及び方法に関する資料として、例えば、少年の人格、家族関係の維持、拘禁場所からでも可能な教育的計画²⁹ 等が、調査機関から判事へ伝達されなければならない。

教育機関がすでに少年に関与している場合には、RRSE の作成を担当するエデュカトゥールは、既存の報告書を考慮し、少年の援助を行っていた／いる教育機関を、教育提案の作成に参加させることになる。同様に、RRSE は、現在行われている教育活動及びこれらの活動の今後の適用に対して、新たな付託がもたらす影響について分析することになる。これらの作業は、少年司法保護局 (protection judiciaire de la jeunesse : PJJ) の管轄部署である裁判所附属教育ユニット (unité éducative auprès du tribunal : UEAT) に所属するエデュカトゥールと、措置を引き受けている専門家との協力により行われる³⁰。

RRSE の実施が義務付けられる場合³¹

RRSE は、12 条 1 項、2 項及び 3 項においてその実施が義務付けられている。第一に共和国検事が請求する場合、第二に予審終結後の警察職員による（即時）出頭が要請される場合、第三に刑事的措置の通告が行われる場合、第

29 Circulaire de la DPJJ du 2 février 2010, op.cit. (note28).

30 Circulaire d'orientation du 31 décembre 2010, (note 24), p.9.

31 PÉDRON, op.cit. (note12), p.667 も参照。

四に検察官の勾留請求がなされる場合、第五に即時出頭手続きの枠組みにて自由と拘禁判事又は少年係判事により未決拘禁決定がなされる場合、第六に未決勾留の延長が決定される場合、第七に 45 年オルドナンス 8-2 条及び 8-3 条の枠組みにおける裁判所への召喚のために、検察官が少年係判事に請求をなす場合、第八に即時召喚手続きの枠内で少年裁判所に事件が係属される場合、第九に少年裁判所及び少年輕罪裁判所への係属が決定される場合である。

以下では、主に 2010 年 12 月 31 日の通達に従い RRSE を具体的中身を見ていく。

調査の流れ

RRSE の目的は、裁判官の決定を援助することである³²。45 年オルドナンス 12 条が示すように、RRSE は少年係判事、共和国検事、予審判事から UEAT に付託される。例えば、少年係判事が執務室にて予審及び審判を行う前に RRSE が実施される³³。その他にも、検察官が起訴するか否かの決定に際し、刑事示談取引を考慮する際にも、RRSE の実施が検察官により PJJ の担当部局に付託される³⁴。RRSE の調査票 (rubrique) には、RRSE を付託してくる機関をチェックする欄が設けられており、その中には、少年係判事、検察官、予審判事、刑罰修正判事が挙げられている。

例えば、パリ Palais de Justice 内にある UEAT³⁵ では、検察から当日の朝に送られてくる一覧表に基づき、その日実施すべき RRSE の対象者が決定される。検察官は、未決勾留中の犯罪少年で検察官が起訴決定を行った少年について、一覧表を作成し UEAT に送付する。UEAT の RRSE 作成担当室のエデュカ

32 Décret n° 2008 - 689 du 9 juillet 2008 relatif à l'organisation du ministère de la justice, NOR: JUSG0814277D, J.O. n° 0161 du 11 juillet 2008 texte n° 19において、少年司法保護局に対して、司法当局の決定を援助する責任が明記された。

33 CARIO, Robert, *Jeunes délinquants-A la recherche de la socialisation perdue 2^e éd*, L'Harmattan, 2000, p.112.

34 BEAUVALLET, Olivier=LAZARE, Sun Yung (eds.), *Justice des mineurs*, Sofiac, 2012, p.183.

35 JSPS 科研費（課題番号：26780041）に基づく研究の一環として、調査を行った。

トゥールは、当該一覧表に基づき、裁判所内にある勾留場所へ出向き、少年と面談を行い RRSE 票を作成する。RRSE 票作成の後、午後から少年係判事の執務室へと召喚され、少年に対する予審が行われる。その際には、RRSE 票の内容を説明するために、エデュカトゥールが同席することになっている。

RRSE の概要

RRSE は、簡潔な方法による短期間の情報収集である³⁶。しかし、その内容は極めて多様かつ豊かな情報から構成され、裁判所が最も理解しやすいようにとの配慮の下で作成される³⁷。

(実施機関)

まず、先ほどから指摘する通り RRSE は UEAT において実施される。この UEAT は、PJJ に設置される開放環境体制での教育担当管轄機関 (services territoriaux éducatifs de milieu ouvert : STEM) に属する。そのほかにも、裁判所付き教育機関 (services éducatifs auprès du tribunal : SEAT) においても RRSE が実施される。なお、SEAT とは、少年裁判所及び 7 つ以上の少年係判事のポストを有する大審裁判所における教育的な日常業務を行う部署である。より小さな裁判所においては、SEAT が行う任務は、UEAT 等において行われるとされている³⁸。

RRSE の特徴の一つが、SEAT 及び UEAT という公的機関によってのみ実施される点にある。後述する MJIE は、民間機関である Association が行う場合も想定されている一方、RRSE は、12 条 1 項に従い、PJJ の機関が作成すること

36 PÉDRON, op.cit. (note 12), p.667.

37 DPJJ, Protection judiciaire de la jeunesse : Accompagner, éduquer et insérer les mineurs les plus en difficulté (http://www.justice.gouv.fr/art_pix/plaquette_presentation_pjj.pdf : 2017 年 10 月 25 日現在)。

38 Ibid.

となっている³⁹。さらに、もう一つの特徴は、RRSE は一人のエデュカトゥールが作成するという点にある。MJIE が学際的な観点からチームにより行われるのに対し、RRSE 票は、単独で作成される⁴⁰。

(期間)

RRSE は極めて短期間に行われる調査という特徴を持つ。それゆえ、RRSE は、その実施が依頼されて 10 日以内に作成されるものとされている⁴¹。審理への参加者全員が、有効期間内に報告書の内容を知ることを目的として期間が設定されているとの説明がなされている⁴²。そして、この期間の遵守は防禦権の行使の保障のために最も重要であると述べられている⁴³。

ただし、パリ UEAT での調査の際には、この 10 日間という期間が意識されていることは確認できなかった。パリ UEAT においては、先に述べた検察官からの一覧表に掲載されている少年については、同日内に RRSE が実施される。これは、同日行われる少年係判事の呼び出しに応えるためである。他方で、在宅で少年係判事の呼び出しを待つ少年たちについては、少年係判事が呼び出し期日を決定し、UEAT へ連絡する。連絡にもとづき、少年係判事の呼び出し期日の 1 週間前までには RRSE 票が作成されるよう UEAT は、少年及び親との面談期日を決定し、少年及び親へ連絡をすることであった。

(内容)

では、調査の内容はいかなるものであるのか⁴⁴。その内容は、大別すると少年の個別の資料、家族に関する資料、社会状況に関する簡単な資料から構成される。さらに、教育提案および補足調査の必要性について言及される。教育提案は、少年が未決勾留請求されている場合には、その代替措置について、その

39 Circulaire d'orientation du 31 décembre 2010, (note24).

40 PÉDRON, op.cit. (note12), p.667.

41 BONFILS=GOUTTENOIRE, op.cit. (note17), p.995. Circulaire du 18 décembre 1996 で示されていたようであるが確認できていない。

42 Circulaire de la DPJJ du 2 février 2010, op.cit. (note28).

43 Ibid.

44 PÉDRON, op.cit. (note12), p.667.

他の場合には、社会復帰に必要な提案⁴⁵を内容とする。

さらに、少年自身がすでに教育機関に関与している場合には、RRSEを実施するエデュカトゥールは、既存の報告書を考慮する。少年の援助の任を負っている、または、最近まで負っていた諸機関への問い合わせを含め、エデュカトゥールは、彼らを教育提案の作成に関与させる⁴⁶。したがって、RRSE票中では、すでに行われている／きた教育的活動に対する、新たな審判係属の影響についての分析が行われなければならない。この場合、現在行われている教育的活動に関与している専門家と協力して分析が行われる⁴⁷。RRSE票の中には収集した情報の分析と総括が記述される⁴⁸。

この様な調査内容を獲得するための具体的な調査項目は、RRSEに関するガイドに基づき⁴⁹、各UEATが管轄地域の特徴に合わせ設定することができる⁵⁰。上記ガイドには、次のような項目が示されている。**①**少年の住居、**②**行政的及び司法的援助の有無並びにその内容、司法履歴、**③**少年の健康状況、**④**家庭状況、**⑤**生活等の環境、そして、**⑥**面談時の状況、**⑦**その他である。**①**については、日常的な居住場所とともに、必要に応じて委託する場所を明示することが求められている。**②**は、少年が過去から現在までいかなる支援を受けてきたのかが追跡される。同時に、司法官にそれらの措置の有効性について情報をあたえることをも目的としている。そのために、現在処理を待っている措置があるか否か、現在行われている措置の開始日、義務の遵守状況等が示されることとなる。さらに、少年の司法上の前歴が教育提案の枠組みの中で考慮されることになる。これらの情報のアクセスは、固有のコンピューターソフトウェアにより実現されている。**③**に関しては、特別な健康上のニーズに加え、生活保護及

45 Ibid.

46 Circulaire d'orientation du 31 décembre 2010, op.cit. (note24).

47 Ibid.

48 Ibid.

49 聞取り調査時にPJJ国際部より入手したUtilisation de la trame de rapport de RRSEを参照。

50 パリUEAT所長からの聞き取りによる。

び相互共済が開始されるべきか否か、医者の関与の有無、健康手帳の有無、現在行われている治療の有無が調査される。特に、拘禁や収容が検討される場合には、最後の項目は重要な調査項目となる。**④**においては、少年の家族構成及び家族についての詳細な情報が獲得される。さらに、面談中の少年または家族により明かされ、かつ、家族の問題を浮き彫りにする家族のエピソードを簡潔に示すとされている。特に、家庭状況の変化、重要な出来事、離婚、家族構成員の死亡、家族の秘密、家庭環境要素、家庭生活の一般的要素、例えば食事の状況、両親の在宅時間、少年の就寝時間、及び、労働時間等が調査される。これらの項目について少年がどのように答えるかにより、少年の家族の中での位置を知ることができる。家族の職業活動や、親・兄弟姉妹の出生地等についても情報を収集する。この情報は、家族のコミュニケーションのレベル、ファミリーヒストリーを伝える親の能力、及び、少年が周囲の者に与える利益を考慮するにあたり参考にされる。加えて、拡大家族の構成員や社会環境上の関係人が少年の生活に特別な地位を占めているか否か、また、それらの者が少年のケアの資源となりうるか否かも調査される。**⑤**では、特に居住環境についての調査が行われる。例えば、アパートであるのか一軒家であるのかや、物件の所有者であるのか借家人であるのか、いかなる地区に居住しているのかが聞き取られる。さらに、少年と友達との関係性なども調査項目として挙げられる。このような居住にかかる情報とは別に、文化及びスポーツに関する社会活動といった余暇活動への参加の有無なども当該項目の中で扱われる。**⑥**として、面談の客観的状況、面談の長さ、少年の態度や反応などが RRSE 票に記述される。その他に面談の客観的状況として、面談が行われた部屋の状況などが記される。**⑦**には、少年の状況の考慮に重要となる要素が明示される。例えば、調査にさきがけコンタクトをとったすべての者が記録される。

そして、RRSE 票において、上記項目の調査結果に加えて、教育的状況の評価や教育提案がなされる。

パリ UEAT にて使用されている RRSE 票には、面談の態様（電話であるの

か面談であったのか) や就学状況についても記述する欄が設けられている。また、家族のもとに返しうる状況か否かを詳細に判断するために、家族状況の記述欄はかなりの紙幅が取られている特徴がある。さらに、勾留状発付の有無や罪名、親の裁判所への召喚歴や親権者が誰かを確認する欄も設けられている。

上記調査項目について、あらかじめわかっている事項については、面談前に記述されており、面談においては確認をとるという方法がパリ UEAT ではとらわれていた。また、教育提案については、RRSE を行ったエデュカトール自身が作成するものの、UEAT 局内にてカンファレンスが行われ、複数のエデュカトールによってその妥当性などが検証されていた。

(調査様式)

調査は面談と電話の二つの方法により実施される。収集された情報が面談によるのか電話によるのかは明示される必要がある⁵¹。基本的に少年及び親との面談によるものの、少年の教育支援を引き受けている施設等への聞き取り等が電話によって行われることもある。これらの上記情報を記載した、RRSE 専用の調査票が作成される。

パリ UEAT での面談状況は次のようなものであった。少年が警察留置されている場合には、少年は少年係判事の執務室への呼び出しに応じるために、裁判所内の勾留施設へと移送される。当該勾留施設内の透明なボックスに机と椅子が置かれ、そこに向かい合う形式で面談が実施される。したがって、面談内容はボックスの外に漏れることはなく、内容の秘密性が確保される。少年との面談を終えた後、別室にて親との面談が行われる。親との面談においては、必要に応じて通訳がついている。通訳の有無は、検察から送られてくる一覧表に一応示されているものの、行ってみて初めて通訳がついていることもわかる。

他方で、在宅で呼び出しを待つ少年は、RRSE 作成のため UEAT への来訪日時が指定される。UEAT の中の小部屋にて RRSE 票が作成されるようである⁵²。

51 Utilisation de la trame de rapport de RRSE, p.2.

52 PÉDRON, op.cit. (note12), p.667 では、少年の状況が危機的である場合には関係機関に

RRSE 実施のための呼び出しに少年や親が応じない場合や、面談において RRSE への協力がなされない場合もあるとのことである。このような場合には、RRSE 票に当該事実が記載され、少年係判事の審理において考慮の対象となると述べられていた。

これらの RRSE 票は、事件が付託される毎に作成されるため、同一の少年については何通もの RRSE 票が作成される。そして、RRSE の複写が自動的に、教育機関により保管される⁵³。

RRSE における教育提案の内容

RRSE では、少年の状況が総評され、重要な点が強調されることに加え、収集された情報に基づき教育提案がなされる⁵⁴。

具体的にどのような教育提案がなされるのかについては文献資料からは明らかでない。パリ UEAT における聞き取り調査では“拘禁の回避”のためにとりうる手段が検討されるとのことであった。すなわち、教育提案においては常に、未決拘禁、一時的措置における収容、及び、終局的決定として言い渡される拘禁を回避するために、いかなる手段がありうるかということを、教育提案として提示しているとのことであった。

加えて、RRSE 票を通じて、さらなる調査の必要性、つまり、後述する MJIE 開始の提案や教育的援助措置の提案も行うことであった。

RRSE 票を作成した UEAT 所属のエデュカトゥールは、少年係判事の審判にも出席し、RRSE の内容とともに、教育提案の妥当性についても説明する⁵⁵。少年係判事の審判に出席するエデュカトゥールは、手続きを通じて少年がどれくらい成長したかを示すとともに、教育的活動の名のもとに生じうる又は期待さ

電話連絡をしたうえで、エデュカトゥールが少年の家に赴かなければならぬとも指摘されている。

53 Utilisation de la trame de rapport de RRSE, p.3.

54 Ibid.

55 Circulaire de la DPJJ du 2 février 2010, op.cit. (note28).

れる予見を明示する⁵⁶。

そのような実務運用はパリ UEAT でも確認された。パリ UEAT のエデュカトゥールも、少年係判事は、RRSE 票にある教育提案をほとんどの場合受け入れると指摘していた。もっとも、累犯及び再犯の少年においては、RRSE を通じてなされる拘禁回避の提案は受け入れられないことが多いとのことである。この点について、作成者である UEAT のエデュカトゥールも、そのことを承知しつつも、拘禁回避を提案することであった。

1－2－2 MJIE (mesure judiciaire d’investigation éducative)

MJIE は 45 年オルドナンス 8 条に基づき行われる調査である。ただし、当該調査は、民法 1183 条にもとづき、教育的援助に対する調査としても用いられる。

8 条 1 項

「少年係判事は、事実を発見し、少年の人格及び少年の再教育に適した方法を認識するのに有益なあらゆる手続及び調査を行う。」

2 項

「このため、少年係判事は、非公式な方法によってまたは刑事訴訟法第一部第三編第一章に定められる形式において調査を行う。後者の場合でかつ急速を要する場合、少年係判事は、刑事訴訟法第一一四条第二項の規定にかかわらず、家庭状況または個別的情況に関し、少年を聴聞することができる。」

4 項

「少年係判事は、あらゆる調査により、少年の人格、並びに、少年の置かれている社会環境及び家庭環境に関する情報を収集する。」

MJIE という名称は、2010 年 12 月 31 日の通達⁵⁷ 及び 2011 年 2 月 2 日の命令

56 Ibid.

57 Circulaire d’orientation du 31 décembre 2010, op.cit. (note24).

(arrêté)⁵⁸により導入された。それ以前には、「社会調査 (L'enquête sociale : ES)」が少年に適用される一般的な調査であった。当該調査は、45年オルドナンス制定当初から使用されていた最も古い調査である⁵⁹。さらに、刑事上の教育的調査及び方向付け (L'investigation-orientation éducative au pénal : IOE)⁶⁰が1991年以降民間機関により、さらに1996年には公的機関でも行われていた。IOEも、裁判官の決定を援助する目的を有していた。特徴としては、民事及び刑事の両領域で行われる調査であったことに加え、学際的なチームにより実施されるものであったことが挙げられる。当該調査は、少年及び家族状況に対する教育的及び心理学的アプローチを目的に実施されていたとされる。

しかしながら、2001年から2008年に関する調査では、ESとIOEの実施数の少なさが指摘された⁶¹。これは、ESやIOEが手続きの期間や手続き的要請に適合的なものではなかったからであると分析されている⁶²。そこで、刑事的枠組みにおける教育目的を達成するために、RRSEとは異なる少年の人格と状況に関するより明確な情報を提供する枠組みが必要とされた。そのために、2009年10月から12月の間に大規模な協議が行われたほか、PJJの公的部門と民間部門との話し合い等を経て2010年の通達によりMJIEが誕生した⁶³。但し、MJIE導入の理由として、IOEの実施数の減少は理由とはならないとする見解

58 Arrêté du 2 février 2011 portant création de la mesure judiciaire d'investigation éducative, NOR: JUSF1105583A, J.O. n° 0047 du 25 février 2011, p.3409.

59 PÉDRON, op.cit. (note12), p.668.

60 Ibid.

61 Étude de l'évolution de l'activité des mesures d'investigation réalisée par les services publics de la direction de la protection judiciaire de la jeunesse et les services associatifs habilités 2001-2008, DPJJ-SDK-K2-section investigation et assistance éducative-CS-01/02/2010.

62 BASSINOT, Jean-Yves, « La mesure judiciaire d'investigation éducative, du processus d'élaboration et d'accompagnement à la mise en oeuvre de la mission investigation », Les Cahiers Dynamiques n° 51, 2011, p.28. 但し、TURKIELTAUB, Sandrine, « Protection judiciaire de la jeunesse : quand une mesure chasse l'autre, de l'IOE à la MJIE », journal du droit de jeunes n° 305, 2011, pp.35-36は、IOEとESの数が変化しているわけではないとし、MJIEへの移行に批判的である。

63 BASSINOT, op.cit. (note62), p.29.

もある⁶⁴。PJJ の労働組合の総長である INES によれば、MJIE の導入は、少年の保護を改正する 2007 年 3 月 5 日第 2007 – 293 号の法律⁶⁵の影響、及び、刑事的動きへの強化という 2 つの動きから生じているとする。前者については、2007 年の法律により、少年の保護については県会が第一に担当することが明記された。そのため、そもそも DPJJ において行われる調査数が以前よりも減少し、さらに、少年係判事が、民事上の調査措置を決定する際には、すでに県会の「憂慮される情報を収集するための部局（Cellules de Recueil d'informations Préoccupantes）」によって情報が収集されていることも多く、調査がより短時間ですむという場合が生じていたことが述べられている。

後者については、手続きの迅速化という目的から導かれる少年に対する刑事的対応の硬化（durcissement pénal）と PJJ の政策の影響が指摘されている。すなわち、PJJ は刑事に関する職務のみを行うような政策を進めており、このような政策は、PJJ が有していた民事と刑事という二重の管轄権限の終焉をもたらしたと Ines は批判する。当該政策との関係から、MJIE が少年に対する刑事的対応への中心的要素として導入されたと Ines は述べる。すなわち、PJJ の職務を刑事的なものへ改めて集中する政策は、刑罰の個別化を伴っているとする。そして、この刑の個別化において優先されるのは、判決と刑の執行の迅速さであるとする。このような刑事手続き上の迅速化の文脈において、PJJ は迅速かつ内容に関し複数人が関与する形式の調査を必要とし、その結果 MJIE が導入されたと批判する。

MJIE は 2015 年に大きな改正が行われるため、2010 年の際に誕生したものは version1 と称されている⁶⁶。しかしながら、version1 の MJIE が目指したユニットの編成や多機関との連携の実効性につき疑問が示された⁶⁷。Pédon は、「そ

64 TURKIELTAUB, op.cit. (note62), p.36.

65 LOI n° 2007-293 du 5 mars 2007 réformant la protection de l'enfance NOR: SANX0600056L, J.O. n° 55 du 6 mars 2007, p.4215.

66 PÉDRON, op.cit. (note12), p.668.

67 Note du 23 mars 2015 relative à la mesure judiciaire d'investigation éducative, NOR:

のためのモジュール（module）はほとんど使われることなく、また、付加価値としても認められなかつたうえ、その他の機関との連携も機能しなかつた」⁶⁸と指摘する。そこで、MJIEは司法上の教育的調査措置に関する2015年3月23日の通達（note）⁶⁹により、再検討されたうえ、単純化され現行の制度に至っている。ここでは、45年オルドナンスの枠組みにおけるMJIEについて、2015年3月23日の通達に沿ってその具体的な内容を見ていくこととする。

MJIEの性質

2015年通達は、MJIEを次のように定義づけている。

「MJIEは、原則的には、調査段階において（教育的援助手続き）又は予審の間に（刑事的枠組み）命じられる。当該措置は、手続きのあらゆる段階において命じられうる。

そのため、民事的理由であれ刑事的理由であれ、措置の実施と展開は、少年の最善の利益原則と司法決定により設定される枠組みの遵守という指針に基づきすすめられなければならない。

当該措置の目的は、少年の人格、家庭及び社会的状況に関する要素の収集であり、少年が遭遇している困難を分析することである。

刑事的領域においては、少年及び家族と話し合いを持つために、少年により行われた行為の意味についての仮説を提示することを特にその目的としている。（中略）

調査措置は、本質的に、状況を理解するための要素の収集、司法的調査に関する法律により規定される条件の確認、相互分析、及び、提案の作成という動的方法に相当する。但し、調査の実施は、調査そのものにより家族の変化を惹

JUSF1507871N, Bulletin officiel du ministère de la justice n° 2015-04 du 30 avril 2015;
PÉDRON, op.cit. (note12), p.669.

68 PÉDRON, op.cit. (note12), p.669.

69 Note du 23 mars 2015, op.cit. (note67).

起し、危機的又は行き詰っている状況を打開することに貢献しうるものであり、司法上の教育的介入の段階を回避し又は制限することも可能とする。」⁷⁰

さらに、当該措置は、鑑定とは区別されることも付記されている。

調査の流れ

45年オルドナンスの枠組みにおいては、少年係判事の予審段階で、少年の状況をさらに詳細に検討するために MJIE が命じられることになる。但し、先に触れているように、手続きのいかなる段階においても、MJIE 実施の命令が可能である。

具体的なイメージとして、例えばパリにおける MJIE は以下のように開始される。パリ UEAT が RRSE をしていく過程で MJIE 実施の必要性があると判断する場合には、担当管轄区域の開放環境体制における任務を引き受ける教育的ユニット（unité éducative de milieu ouvert : UEMO）へ事前に問い合わせる。そして、MJIE 開始の是非についての協議が UEAT と UEMO の両機関によって行われる。特に、すでに少年が UEMO との接触がある場合や再犯を繰り返している場合には、UEAT から UEMO へ相談がなされ、MJIE 開始の必要性について話し合いがもたれるとのことであった。例えば、少年がすでに UEMO との関与を持っている場合で、しかしながら、家族関係への踏み込んだ調査がこれまで行われていなかった場合には、MJIE の実施が試みられるとのことであった。

他方で、これまで UEMO が関与していなかった少年であっても、UEAT における RRSE 票の作成時に、重大な家庭的問題がみて取れる場合には、UEMO へと相談があり MJIE の必要性が協議されるとのことであった。このように RRSE を通じて MJIE 開始が提案されると少年係判事は、その多くの場合 MJIE

70 Note du 23 mars 2015, op.cit. (note67). このことは BASSINOT, op.cit. (note62), p.28 においても一般的な事項として認められている。

開始を命じることになる。

もちろん、RRSE 等を通じてエデュカトゥールから少年係判事に提案がない場合であっても、少年係判事が必要と判断した場合には、少年係判事が直接 MJIE の開始を命じ、UEMO が MJIE を行う。

UEMO は原則的には 6か月の間に、MJIE を実施し、判事へ提出する報告書を作成することになる。この報告書は、RRSE とは異なり、きわめて詳細なものとなる。

MJIE の概要

(実施機関)

MJIE は、先に述べた通り、UEMO において実施される。UEMO は、裁判所により決定される措置の中で、開放環境体制において行われる措置の実施を担う機関である。

さらに、MJIE の最大の特徴はその学際性にある。説明されるべき要素の多様性は、必然的に様々な管轄の関与を必要とすることになる。そして、少年及び家族の状況を学際的観点から検討することが求められる。このアプローチは、機関の学際的な構造により実現される。すなわち、UEMO には、エデュカトゥールのみならず、ソーシャルワーカーや心理士が加わることが想定されている。実際に、聞き取り調査を行ったパリのバスティーユの UEMO においては、バスティーユの局長のほかに、MJIE 報告書の作成関係者としてエデュカトゥール及びソーシャルワーカーが参加した。なお、パリ UEAT には心理士が常勤していた。

さらに、2015 年の通達においては、このような UEMO の内部組織の構成員のみならず、必要に応じて、その他の専門家が MJIE 報告書作成のために雇用されうることも規定している。その形態は、有期定額の報酬勤務又は契約形態によるとされている。他の専門家として、精神科医、心理学者、小児科医、児童精神科医、病院や医学心理学教育学センター等の専門機関が挙げられてい

る。彼らが、少年や親との面談を経て得た情報等を協働して分析し、一つの報告書が作成される。

なお、パリ市内には 8 つの UEMO があるが、その区分けは、少年の数により行われているとのことであった。また、少年の親が住んでいる UEMO が当該少年を担当することになるとのことであった。

(期間)

MJIE の報告書はその実施命令から 6 か月以内に作成することが義務付けられる。

また、措置を命じた裁判官が望む場合には、調査開始から 15 日の段階で、少年の現状についての報告がなされる。これは、少年の緊急的状況について、何らかの手当を講じる必要がないかを検討するためである。特に、施設や第三者へ少年を委託する必要があるような緊急的な状況において求められる。また、MJIE の実施中に、裁判官による聴聞が必要となる場合には、MJIE 実施機関から、中間的報告が判事へ行われる。

MJIE 実施の間に、少年に対する委託の可能性が示唆される場合には、MJIE 実施機関は、直ちに、判事に、推奨されるべき方向付け (orientation) を通知する。裁判官により委託が決定される場合には、MJIE 実施機関は、残りの調査措置期間を使い委託の準備をする。

(内容)

45 年オルドナンスの 8 条において「少年係判事は、少年の人格及び再教育に適した方法を認識するのに有益なあらゆる手続きおよび調査を行う」と規定されている。すなわち、MJIE の調査内容は、少年の人格及び再教育に適した方法である。2015 年の通達においては、司法官の決定を援助しうる諸要素として、①家族の物的、道徳的状況、②少年の人格、成育歴、③通学の頻度、④学校での態度、⑤少年が生活し成育してきた状況、⑥健康、⑦心理的発達、⑧教育に適した方法、⑨前歴、⑩過去に与られた福祉的、行政的、および、司法的対応との項目が挙げられている。

⑩の項目は過去にとられた対応が少年の状況を変化させるために効果があつたか否の参考とされ、提案の内容にも反映される。

バスティーユ UEMO での聞き取り調査及びパリ UEAT での聞き取り調査においては、MJIE の役割として、主に家族状況の調査及びその改善が語られた。特に、家庭的な問題が深刻である場合には、MJIE が開始されるとのことであった。UEMO で見た実際の MJIE 報告書においては、家族状況が、家族構成員一人一人について詳細に記述され、それに対する分析がなされていた他、最終的な提案の中には、家族への支援のあり方にまで言及がなされていたことが印象的であった。

(調査様式)

MJIE は原則的には、UEMO における少年及び家族との面談により実施される。さらに、少年の状況をよく知る関係者との面談や電話での協議も行われる。

例えば、バスティーユ UEMO においては、面談での情報収集が達成されない場合などは、直接少年へ会いに行く他、グループワークを企画し、MJIE 対象少年や家族へ参加を促すこともあるとのことであった。少年や家族からいかにして話を聞くかが重要となることが強調されていた。

この様にして収集された情報は、UEMO に所属するエデュカトゥールやソーシャルワーカー、必要に応じて、その他の専門家による分析が行われ、共同で報告書が作成される。

すなわち、MJIE の特徴である学際的なチームによる調査及び分析を通じて、少年や家族状況の様々な側面が考慮される。この様な作業は状況の客観化に貢献するとされている。担当チームは、これらの作業が学際的作業の結果であることを保障する。

さらに、作成された MJIE 報告書については、判事へ提出されるに先立ち、少年及び親に対して開示され、話し合いが行われる。但し、報告書の内容等について、正式な不服申し立ての手続きは用意されていない。しかし、少年や親

に対する報告書の開示と協議は、MJIE 報告書作成全般に少年や家族がかかわる必要性を再確認させるものとなる。この開示手続は、少年や親が MJIE 報告書の内容について自らの意見を述べることを可能とし、判事の下で行われる審理の準備をさせるものとなる。

MJIE はその計画段階においても MJIE における面接の適正性を担保するための準備が行われる。具体的には、収集される情報の総体が特定され、さらに、使用される方法や道具も特定される。計画段階で、専門家がもつ知識の現代化の方法も規定される。

(情報の処理)

MJIE により収集された情報の性質として次のことが指摘される。

収集された情報により、各諸要素が確認され、仮説が客觀化される。但し、これらの要素が少年の状況を特徴づけるためにそれだけで十分であるわけではない。価値のある、理解可能で承認可能な仮説を作成するためには、情報の交差、観察される事実と、提示又は甘受される行為との間の連関、議論の実施、学際的比較が必要である。したがって、収集される情報の分析にあたっては、少年や家族が加わる他、状況に応じて他の連携機関が加わることが必要である。このように学際的であることにより、個別的情況の人格的、心理的、家族的そして社会的といった様々な側面が考慮可能となる。

MJIE の結果、判事が、社会内の処遇、委託措置、及び、家族手当の管理を援助する司法的措置を命じる場合には、それらの教育的措置を引き受け機関との情報の共有が必要となる。措置引き受け機関は、措置の実行に必要な要素を準備しなければならないからである。このような部局間相互に形成される仕組みは、教育の継続性を保障すると期待されている。

(調査者に対する教育)

MJIE を実現するための適切な面談技術を獲得、維持、向上していくために、国立少年司法保護学院（École nationale de protection judiciaire de la jeunesse : ENPJJ）における初期及び継続研修が準備されている。調査を引き受ける民

間協力者も、希望すれば ENPJJ での研修を受けることができる。

さらに、すべての分野の専門家がプロトコルに従って MJIE を実施する。

加えて、地方管轄局の局長は、調査の質の向上を目的にその管轄区域の既存の資源を調査する。さらに、地域相互間局の局長は、本通達の実施状況につき監督及び統制する。

MJIE における教育提案の内容

MJIE もまた、必要に応じて、教育提案を行うよう 2015 年の通達は定めている。その具体的な内容については、本通達に特に明示されていない。

例えば、バストイユ UEMO では、MJIE 報告書の教育提案も RRSE 同様、拘禁の回避を目的に行われるということが語られた。さらに、当施設にて閲覧した MJIE の報告書においては、その結論として、少年のみならず、親、兄弟姉妹に対する民事的措置や福祉的措置にまで踏み込んだ、援助の方法が提案されていた。特に、少年及び兄弟姉妹に対しては、これまでとられてきた教育的援助措置との一貫性や継続性についても言及されていた。

MJIE の役割

最後に、MJIE に期待される独自の役割について指摘する。MJIE の性質を説明する際にも触れたが、MJIE は、調査そのものにより家族の変化を惹起し、危機的又は行き詰っている状況を開拓することに貢献しうることが期待されている。さらに、その効果として、司法上の教育的介入の段階を回避し又は制限する可能性まで指摘されている。

実際に、バストイユ UEMO での聞き取り調査においても、MJIE の作業を通じて、家族に対して反省を含めた考察を促すことがあり、家族がこれまで口に出すことのなかった気持ちや秘密を自ら語らせることで、一つのダイナミクスが形成され、家族の心理的作業が行われるということが述べられた。また、裁判所の審理の場面においても、MJIE 報告書記載の事実につき質問を受ける

ことで、家族自身が問題と向き合う機会になるとのことであった。

4 調査と措置決定との関連性

社会調査自身の重要性は、1912年法以来、常に意識されてきたと言ってよいであろう。しかし、社会調査自身が、実際に実効的なものである又はあったかについて疑問が示される等、必ずしもその有効性が全面的に認められてきたわけではない。例えば、1つの分析として、1997年に示された BAILLEAU の報告書⁷¹は、判事により命じられ利用される社会調査の数が、顕著に減少していることを伝えている。また、その対策を講じるために司法大臣から社会調査に対する分析と検討が依頼されている。当該報告書の中で、次のように指摘されている⁷²。社会調査の減少の状況は、公的機関においても民間の委託機関においても顕著である。そして、それは民事より刑事のほうが顕著である。この差は、58年オルドナンス制定後の45年オルドナンスの使用方法に関係している。58年以降、45年オルドナンスは、裁判所に認知される少年の中でも、特に、年長の少年に対してますます機械的に適用されている。さらに、45年オルドナンスの枠組みでの教育的措置はますます減少していると。そしてこの傾向は、1990年から1995年にかけてより際立っている。

また、少し古い時期の指摘にはなるが、少年係判事はその決定において、人格調査を重要な資料としつつも、人格調査が判事の決定に与える影響について、過大評価してはならないと指摘するものもある⁷³。BLATIERSによれば、ソーシャルワーカーの意見は、ソーシャルワーカーが少年の収容を提案する場合よりも、彼らが家庭内に少年を維持することを望む場合の方が、裁判官に追認されやすい。反対に、ソーシャルワーカーが収容を望む場合には、ソーシャルワーカーの見解は28%しか採用されず、裁判官は在宅での処遇の決定をな

71 BAILLEAU, op.cit. (note18).

72 BAILLEAU, op.cit. (note18), pp.15 – 17.

73 BLATIERS, Caterine, *La délinquance de mineurs 3^e éd*, Presses Universitaires de Grenoble, 2014, pp.56 – 57.

すと指摘されている。他にも、BLATIERSは、過度に人格調査を使用することによって、同程度の犯罪を行った若者の中で、家族や学校における態度に問題がある少年の方が、判事の面前により多く呼び出されかねない事態を惹起している⁷⁴とのCUSSONの指摘に賛同している⁷⁵。

このように、フランスにおける人格調査と判事による措置決定との関係は、その時代の要請や裁判所の動きと連動しており、今後さらなる検討を要する。

むすびにかえて

ここまで、フランスにおける人格調査として主に使用されているRRSEとMJIEについてみてきた。両調査において、家族の問題及び地域や学校での課題等、少年の抱える課題が多角的に検討されていることがわかる。さらに、これまでにとられてきた行政、福祉及び司法等の対応も余すことなく考慮されている。これは、少年にとられる働きかけの一貫性を維持するとともに、何より、判事が少年に適した教育的活動を決定することを援助するためであることが確認できる。

そして、少年のニーズを幅広くとらえ、少年法の措置の枠組みにとどまらない幅広い働きかけの可能性が教育提案として判事に示される。もちろん、これは、少年係判事が民事・福祉的な措置を言い渡す権限も持っているというフランス特有の制度によるところも大きく、日本への直接的な活用に向けて、どの程度参考となるのかについてはさらなる検討を要する。

他方、日本において、社会調査の中で少年の福祉的ニーズがどの程度、どのような形で調査されているのかということもみていく必要がある。社会調査やそれに基づく保護的・教育的措置を実施するにあたり、福祉機関や医療機関と連携し、学校等への照会を行う等、これまでの日本の家裁における実務は、司法における多機関連携という観点からフランスの人格調査と類似する点を多く

74 CUSSON, Maurice, *Délinquants pourquoi?*, Bibliothèque Québécoise, 1989, pp.66 – 68.

75 BLATIERS, op.cit. (note73), p.57.

見ることができるからである。この様な日本の社会調査の実務は、「保護処分以外の措置・処分を含む処遇の全体的構図」を描くうえで、有効に機能することが期待できるのではないか。

また、フランスにおける人格調査の意義及び評価をより詳細に検討することで、社会調査を通じた多機関連携への具体的な示唆も得ることが期待できよう。

本研究ノートは少年司法における多機関連携の可能性を考察する一つの手がかりとして、社会調査の意義を改めて見なおす作業である。